



# くき

## お知らせ版

2013  
平成25年

# 4/15

No.74

■久喜市役所(本庁舎) 〒346-8501 久喜市下早見85-3 ☎0480-22-1111(代表)/FAX 0480-22-3319  
 ■菖蒲総合支所 〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38 ☎0480-85-1111(代表)/FAX 0480-85-1806  
 ■栗橋総合支所 〒349-1192 久喜市間鎌251-1 ☎0480-53-1111(代表)/FAX 0480-52-6027  
 ■鷲宮総合支所 〒340-0295 久喜市鷲宮6丁目1-1 ☎0480-58-1111(代表)/FAX 0480-58-2020

『広報くき』『広報くきお知らせ版』は、市内各公共施設などに置いてあります。  
 また、市ホームページからも、PDFでご覧になれます。

<http://www.city.kuki.lg.jp/>

### お知らせ

#### 個別検診が始まります

5月1日(水)から、市の個別検診(大腸がん・前立腺がん・子宮がん検診、肝炎ウイルス検診)が始まります。希望される方は、市内実施医療機関に予約の上、受診してください。

年齢計算基準日 平成26年3月31日現在

大腸がん検診 40歳以上の方  
 前立腺がん検診 50歳以上の男性

子宮がん検診 20歳以上で偶数年齢の女性/平成24年度に受診していない奇数年齢の女性

肝炎ウイルス検診 40歳の方/41歳以上で肝炎ウイルス検診を一度も受けていない方

※子宮がん検診を希望される奇数年齢の方と41歳以上で肝炎ウイルス検診を希望される方は受診票が必要です

ので、お住まいの地区の保健センターにご連絡ください。

受診回数 肝炎ウイルス検診は1回のみ、大腸がん・前立腺がん検診は年度に1回、子宮がん検診は2年度に1回の受診となります。個別検診または集団検診のどちらか一方

を選んで受診してください。  
**受診期限** 平成26年2月28日(金)  
**注意事項** 対象者以外の方や受診回数を超えて受診した場合(大腸がん検診を年度内に2回以上受診する等)は、検診費用を自費でお支払いいただきますのでご注意ください。  
 検診費用、実施医療機関等は、広報くき3月15日号と一緒に配布済みの「平成25年度保健事業日程表」や市ホームページをご覧ください。

ページをご覧ください。  
**問合せ** 各保健センター(中央 ☎21・5354/菖蒲 ☎85・7021/栗橋 ☎52・5577/鷲宮 ☎58・8521)

**小児慢性特定疾患医療給付の継続申請の受け付けを開始します**  
**期間** 5月10日(金)~6月14日(金)  
**※土・日曜日は除く**

**場所** 幸手保健所(幸手市中央1の16の4)  
**対象** 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方  
**必要書類** 申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書など  
**※保健所から申請に必要な書類が郵送されます。**  
**問合せ** 幸手保健所 ☎42・1101

### 引っ越しの際は住民異動届を忘れずに!

住民登録は、住んでいる住所の証明や国民健康保険などに関する事務の基礎となるものです。住所を異動したときは、忘れずに届け出ましょう。

こんなとき	いつからいつまでに	届け出に必要なもの
転入届 市外から引っ越してきたとき	久喜市に住み始めてから14日以内	・本人確認書類 ・転出証明書(前住所地で発行) ・介護保険受給資格証 など
転出届 市外に引っ越すとき	転出予定のおおむね14日前から	・本人確認書類 ・くき市民カード(印鑑登録証) ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 など
転居届 市内で引っ越したとき	新住所に住み始めてから14日以内	・本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 など
世帯変更届 世帯主の変更や世帯を合併・分離したとき	変更があった日から14日以内	・本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証 など

※窓口にお越しになる方が本人または同じ世帯の人でない場合は、委任状と代理人の本人確認書類・印鑑が必要です。

※上記のほか、子育て関係や介護福祉関係の手続きが必要となる場合がありますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。

**問合せ** 市民課(総合窓口) 市民係(内線2662)/各総合支所市民課(菖蒲・内線127/栗橋・内線213/鷲宮・内線123)